

医学研究科

博士課程

<p>学位論文が満たすべき水準</p>	<p>学位論文は、学位申請者自らの計画、実行による研究をまとめ、査読制度があり定期刊行されている学術誌に公表された原著論文であること。かつ、本学が博士(医学)の学位を授与するにふさわしい、高度な研究内容と独創性を備えていること。</p>
<p>審査委員の体制</p>	<p>1. 研究科委員会は、研究科委員会所属の教授3名以上からなる審査委員会を設ける。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属の准教授または講師を審査委員に委嘱することができる。その場合、教授1名以上を含むものとする。 2. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教員または他大学の大学院、研究所などの教員等を審査委員会に加えることができる。ただし、本研究科所属の教授1名以上を含むものとする。</p>
<p>審査の方法</p>	<p>審査は、査読、プレゼンテーション、質疑応答により、評価する。</p>
<p>審査項目</p>	<p>1. 先行研究との主張の違いを明らかにしており、論文に独創性があること。 2. 学術的あるいは社会的な観点において有用な研究であること。 3. 研究、資料分析が十分なされていること。 4. 記述内容のつながりが明確であり、論証が過不足なく行われていること。 5. 論理が一貫し、自身の意見が趣旨明快に述べられていること。 6. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。 7. 適切な態度、言葉遣いで理解を促す発表であること。</p>
<p>その他</p>	<p>以下に該当する参考論文1編を提出すること。 1. 査読制度があり定期刊行されている学術誌に公表された原著論文または筆頭症例であること。 2. 学位論文が和文の場合には、参考論文は英文論文、ないし、学位申請者が筆頭著者である和文論文であること。</p>

薬学研究科

博士課程

<p>学位論文が満すべき水準</p>	<p>学位論文は、学位申請者自らの計画、実行による研究をまとめた論文であるとともに、博士(薬学)の学位を授与するにふさわしい、高度な研究内容と独創性を備えていること。</p>
<p>審査委員の体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本研究科所属の教授3名以上の審査委員で組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属の助教以上の教員を審査委員に委嘱することができる。その場合、教授1名以上を含むものとする。</li> <li>2. 審査委員会は、論文1篇ごとに主査1名、副査4名以上からなる審査委員で組織する。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教員または他大学の大学院、研究所の教員等を審査委員に委嘱することができる。ただし、本研究科所属の教授1名以上を含むものとする。</li> </ol>
<p>審査の方法</p>	<p>審査は、査読、プレゼンテーション、質疑応答により、評価する。</p>
<p>審査項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 問題意識が明確であり、研究内容および論文内容に独創性と新規性があること。</li> <li>2. 研究に必要な十分なデータが収集されており、結果について適切な整理と解析が行われていること。</li> <li>3. 結果に基づく仮説や結論の展開が明確で、首尾一貫した論理構成になっていること。</li> <li>4. 論文の記述が十分かつ適切であり、規定の様式に沿っていること。</li> <li>5. 発表態度が適切であり、発表時間を遵守していること。</li> <li>6. 研究倫理に関する諸事項が遵守されており、当該研究分野の発展や社会への貢献が期待できること。</li> </ol>

## 経済学研究科

### 博士前期課程(修士課程)

### 博士後期課程(博士課程)

学位論文が満たすべき水準	<p>学位論文は、修士(経済学)、修士(経営学)、修士(経営情報学)、修士(地域経済政策学)の学位を授与するにふさわしい、経済学・経営学等における自立した研究活動を行うに必要な研究能力とその基礎となる学識を備えていることを示すものであること。</p>	<p>学位論文は、博士(経済学)、博士(経営学)、博士(経営情報学)の学位を授与するにふさわしい、経済学・経営学等における研究者として自立した研究活動を行うに必要なオリジナリティを持った高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることを示すものであること。</p>
審査委員の体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本研究科所属の3名以上の審査委員で組織する。</li> <li>2. 主査は、研究科委員会より選出された教授または准教授であることを要する。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院、研究所等の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本研究科所属の教授3名以上の審査委員で組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属の講師以上の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> <li>2. 主査は、研究科委員会より選出された教授であることを要する。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院、研究所等の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> </ol>
審査の方法	<p>審査は、論文および口頭試問により、評価する。</p>	<p>審査は、論文および口頭試問により、評価する。</p>
審査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究テーマが先行研究を踏まえており、明確かつ妥当であること。</li> <li>2. 研究テーマの探求について、調査・収集・分析が適切に行われていること。</li> <li>3. 研究内容が客観的であり、かつ一貫性があること。</li> <li>4. 研究結果が、新たな知見を有し、論理的整合性を兼ね備えていること。</li> <li>5. 論文の形式的要件(参考文献の記載とその引用方法、注の記載など)を満たしていること。</li> <li>6. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究成果が学術的発展や社会的な意義を示していること。</li> <li>2. 論文の主要部分が公刊可能な水準、または専門学術誌に掲載可能な水準にあること。</li> <li>3. その他、修士論文の審査基準のすべてを満たすこと。</li> </ol>

## 法学研究科

### 博士前期課程(修士課程)

### 博士後期課程(博士課程)

学位論文が満たすべき水準	学位論文は、修士(法律学)の学位を授与するにふさわしい、専攻分野における自立した研究活動を行うに必要な高度な判断力およびリーガルマインド並びにその基礎となる学識を備えていることを示すものであること。	学位論文は、博士(法律学)の学位を授与するにふさわしい、専攻分野における研究者として自立した研究活動を行うに必要な一段と高度な判断力およびリーガルマインド並びにその豊かな法律的な学識を備えていることを示すものであること。
審査委員の体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本研究科所属の2名以上の審査委員で組織する。</li> <li>2. 主査は、研究科委員会より選出された教授または准教授であることを要する。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院、研究所等の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本研究科所属の教授3名以上の審査委員で組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属の講師以上の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> <li>2. 主査は、研究科委員会より選出された教授であることを要する。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院、研究所等の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> </ol>
審査の方法	審査は、論文および口頭試問により、評価する。	審査は、論文および口頭試問により、評価する。
審査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究テーマが先行研究を踏まえており、明確かつ妥当であること。</li> <li>2. 研究テーマの探求について、調査・収集・分析が適切に行われていること。</li> <li>3. 研究内容が客観的であり、かつ一貫性があること。</li> <li>4. 研究結果が、新たな知見を有し、論理的整合性を兼ね備えていること。</li> <li>5. 論文の形式的要件(参考文献の記載とその引用方法、注の記載など)を満たしていること。</li> <li>6. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究成果が学術的発展や社会的な意義を示していること。</li> <li>2. 論文の主要部分が公刊可能な水準、または専門学術誌に掲載可能な水準にあること。</li> <li>3. その他、修士論文の審査基準のすべてを満たすこと。</li> </ol>

## 文学研究科

### 博士前期課程(修士課程)

### 博士後期課程(博士課程)

学位論文の水準が満たすべき	学位論文は、修士(文学)、修士(心理学)の学位を授与するにふさわしい、専攻分野に関わる諸課題を究明・解決できる能力とその基礎となる学識を備えていることを示すものであること。	学位論文は、博士(文学)、博士(心理学)の学位を授与するにふさわしい、研究者として専攻分野に関わる諸課題を究明・解決できる能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることを示すものであること。
審査委員の体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本研究科所属の3名以上の審査委員で組織する。</li> <li>2. 主査は、研究科委員会より選出された教授または准教授であることを要する。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院、研究所等の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本研究科所属の教授3名以上の審査委員で組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属の講師以上の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> <li>2. 主査は、研究科委員会より選出された教授であることを要する。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院、研究所等の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> </ol>
審査の方法	審査は、論文および口頭試問により、評価する。	審査は、論文および口頭試問により、評価する。
審査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究テーマが先行研究を踏まえており、明確かつ妥当であること。</li> <li>2. 研究テーマの探求について、調査・収集・分析が適切に行われていること。</li> <li>3. 研究内容が客観的であり、かつ一貫性があること。</li> <li>4. 研究結果が、新たな知見を有し、論理的整合性を兼ね備えていること。</li> <li>5. 論文の形式的要件(参考文献の記載とその引用方法、注の記載など)を満たしていること。</li> <li>6. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究成果が学術的発展や社会的な意義を示していること。</li> <li>2. 論文の主要部分が公刊可能な水準、または専門学術誌に掲載可能な水準にあること。</li> <li>3. その他、修士論文の審査基準のすべてを満たすこと。</li> </ol>

## 外国語研究科

### 博士前期課程(修士課程)

### 博士後期課程(博士課程)

べき学位論文が満たす	学位論文は、修士(学術)の学位を授与するにふさわしい、高度に複雑な文化現象を正確に解明する能力とその基礎となる学識を備えていることを示すものであること。	学位論文は、博士(学術)の学位を授与するにふさわしい、研究者として高度に複雑な文化現象を正確に解明する能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることを示すものであること。
審査委員の体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本研究科所属の3名以上の審査委員で組織する。</li> <li>2. 主査は、研究科委員会より選出された教授または准教授であることを要する。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院、研究所等の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本研究科所属の教授3名以上の審査委員で組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属の講師以上の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> <li>2. 主査は、研究科委員会より選出された教授であることを要する。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院、研究所等の教員を審査委員に委嘱することができる。</li> </ol>
審査の方法	審査は、論文および口頭試問により、評価する。	審査は、論文および口頭試問により、評価する。
審査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究テーマが先行研究を踏まえており、明確かつ妥当であること。</li> <li>2. 研究テーマの探求について、調査・収集・分析が適切に行われていること。</li> <li>3. 研究内容が客観的であり、かつ一貫性があること。</li> <li>4. 研究結果が、新たな知見を有し、論理的整合性を兼ね備えていること。</li> <li>5. 論文の形式的要件(参考文献の記載とその引用方法、注の記載など)を満たしていること。</li> <li>6. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究成果が学術的発展や社会的な意義を示していること。</li> <li>2. 論文の主要部分が公刊可能な水準、または専門学術誌に掲載可能な水準にあること。</li> <li>3. その他、修士論文の審査基準のすべてを満たすこと。</li> </ol>

## 理工学研究科

### 博士前期課程(修士課程)

### 博士後期課程(博士課程)

満 学 位 論 文 が 必 ず き 水 準	学位論文は、学位申請者自らの計画、実行による研究をまとめ、 帝京大学理工学研究科のディプロマポリシーを満たした高度な研究内 容を備えていること。	学位論文は、学位申請者自らの計画、実行による研究をまとめ、 帝京大学理工学研究科のディプロマポリシーを満たした高度な研究内 容と独創性を備えていること。
審 査 委 員 の 体 制	1. 審査委員会は、本研究科所属の教授3名以上の審査委員で組 織する。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所 属の助教以上の教員を審査委員に委嘱することができる。その場 合、教授1名以上を含むものとする。 2. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本 学教員または他大学の大学院、研究所の教員等を審査委員に委嘱 することができる。ただし、本研究科所属の教授1名以上を含むもの とする。 3. 審査委員会には主査を1名置くものとする。	1. 本研究科委員会の教授3名以上を含む5名以上の審査委員会 を設ける。審査委員選定については、学長の承認を得るものとし る。 2. 学長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本研 究科所属の准教授または講師を審査委員会に加えることができる。 3. 学長が必要と認めるときは、前各項の規定にかかわらず、本研 究科所属以外の本学教授、准教授、講師、または他大学の大学 院、研究所などの教員を審査委員会に加えることができる。 4. 審査委員会には主査を1名置くものとする。
審 査 の 方 法	審査は、査読、プレゼンテーションならびに質疑応答により、評価す る。	審査は、査読、プレゼンテーションならびに質疑応答により、評価す る。
審 査 項 目	1. 論文に関して次の項目について審査する。 ・研究の背景と位置づけの説明が十分になされていること。 ・結果および考察が高度な内容をもって適切に記述されていること。 ・図表が適切に作成、配置されていること。 ・研究に必要な信頼性の高いデータ、あるいは研究結果を担保する 理論的・数学的正当性が得られていること。 ・総合討論が高度な内容をもって適切に記述されていること。 2. 口頭発表に関しては次の項目について審査する。 ・説明に論理的展開が備わっていること。 ・スライドが適切に作成されていること。 ・質疑応答が適切であること。 3. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。	1. 論文に関して次の項目について審査する。 ・研究の背景と位置づけの説明が十分になされていること。 ・結果および考察が高度な内容をもって適切に記述されていること。 ・図表が適切に作成、配置されていること。 ・研究に必要な信頼性の高いデータ、あるいは研究結果を担保する 理論的・数学的正当性が得られていること。 ・総合討論が高度な内容をもって適切に記述されていること。 2. 口頭発表に関しては次の項目について審査する。 ・説明に論理的展開が備わっていること。 ・スライドが適切に作成されていること。 ・質疑応答が適切であること。 3. 論文全体を通して以下の項目を審査する。 ・学術的または応用的な価値を有する研究であること。 ・研究の達成度が高いこと。 ・独創性や新規性が高い研究であること。 4. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。

医療技術学研究科

博士前期課程(修士課程)

博士後期課程(博士課程)

学位論文が満たすべき水準	学位論文は、学位申請者自らの計画、実行による研究をまとめた論文であるとともに、修士の学位を授与するにふさわしい、高度な研究内容と独創性を備えていること。	学位論文は、学位申請者自らの計画、実行による研究をまとめ、査読制度があり定期刊行されている学術誌に公表された原著論文であること。かつ、博士の学位を授与するにふさわしい、高度な研究内容と独創性を備えていること。
審査委員の体制	1. 審査委員会は、本研究科所属の教授3名以上の審査委員で組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属の准教授または講師を審査委員に委嘱することができる。その場合、教授1名以上を含むものとする。 2. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教員または他大学の大学院、研究所の教員等を審査委員に委嘱することができる。ただし、本研究科所属の教授1名以上を含むものとする。	1. 審査委員会は、本研究科所属の教授3名以上の審査委員で組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属の准教授または講師を審査委員に委嘱することができる。その場合、教授1名以上を含むものとする。 2. 研究科委員会が必要と認めるときは、本研究科所属以外の本学教員または他大学の大学院、研究所の教員等を審査委員に委嘱することができる。ただし、本研究科所属の教授1名以上を含むものとする。
審査の方法	審査は、査読、プレゼンテーション、質疑応答により、評価する。	審査は、査読、プレゼンテーション、質疑応答により、評価する。
審査項目	1. 研究の目的、背景が明確であり、内容に独創性と新規性があること。 2. 研究テーマが申請された学位に対して妥当であること。 3. 研究方法や結果の導き方が論理的で信頼性・妥当性があること。 4. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。 5. 論文の記述内容は首尾一貫し、論理的であること。 6. 当該分野に新しい知見をもたらす論文であること。 7. 修士としての十分な知識を有していること。	1. 研究の目的、背景が明確であり、内容に独創性と新規性があること。 2. 研究テーマが申請された学位に対して妥当であること。 3. 研究方法や結果の導き方が論理的で信頼性・妥当性があること。 4. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。 5. 論文の記述内容は首尾一貫し、論理的であること。 6. 当該分野に新しい知見をもたらす、学術的価値を有する論文であること。
その他		博士論文申請においては、以下に該当する参考論文1編を提出すること。 1. 査読制度があり定期刊行されている学術誌に公表された原著論文であること。

## 保健学研究科

### 博士前期課程(修士課程)

### 博士後期課程(博士課程)

満 学 位 論 文 が す べ き 水 準	学位論文は、学位申請者自らの計画、実行による研究をまとめた論文であるとともに、学位を授与するにふさわしい、当該学問分野において学術上国際的に新規性があると認められるもの、または社会的に有用性を備えていること。	学位論文は、学位申請者自らの計画、実行による研究をまとめた論文であるとともに、学位を授与するにふさわしい、当該学問分野において学術上国際的に新規性・独創性があると認められるもの、または社会的に高い有用性を備えていること。
審 査 委 員 の 体 制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学位論文の論文審査および最終試験は、本学研究科委員会の承認に基づき学長から任命された学位論文審査委員会の審査委員が行う。</li> <li>2. 学位論文審査委員会は学位申請者の指導教員を除く主査1名、副査2名以上4名以下の教授を含むものとする。</li> <li>3. 本学研究科所属の准教授または講師、あるいは本学研究科所属以外の教員等を審査委員(副査)に加えることができる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学位論文の論文審査および最終試験は、本学研究科委員会の承認に基づき学長から任命された学位論文審査委員会の審査委員が行う。</li> <li>2. 学位論文審査委員会は学位申請者の指導教員を除く主査1名、副査2名以上4名以下の教授を含むものとする。</li> <li>3. 本学研究科所属の准教授または講師、あるいは本学研究科所属以外の教員等を審査委員(副査)に加えることができる。</li> </ol>
審 査 の 方 法	学位論文は査読による論文審査、およびプレゼンテーション、質疑応答による最終試験で評価する。	学位論文は査読による論文審査、およびプレゼンテーション、質疑応答による最終試験で評価する。
審 査 項 目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究課題の意義が適切に記載されていること。</li> <li>2. 研究背景の調査と理解が適切であること。</li> <li>3. 研究目的が明確であること。</li> <li>4. 研究方法が妥当であること。</li> <li>5. 研究結果と考察が妥当であること。</li> <li>6. 論理展開に一貫性が認められること。</li> <li>7. 論文の体裁が適切であること。</li> <li>8. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究課題の意義が適切に記載されていること。</li> <li>2. 研究背景の調査と理解が適切であること。</li> <li>3. 研究目的が明確であること。</li> <li>4. 研究方法が妥当であること。</li> <li>5. 研究結果と考察が妥当であること。</li> <li>6. 論理展開に一貫性が認められること。</li> <li>7. 論文の体裁が適切であること。</li> <li>8. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 参考論文の提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位申請者は、学位論文の内容を含み、学位申請日において公表された、もしくは公表されることが決定されている学術研究論文を参考論文として提出することができる。</li> <li>・参考論文は査読制度を備え定期刊行されている本学発行の雑誌、医学中央雑誌、PubMed またはJournal Citation Reports に掲載されている論文とする。</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 参考論文の提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位申請者は、学位論文の内容を含み、学位申請日において公表された、もしくは公表されることが決定されている学術研究論文を参考論文として提出しなければならない。</li> <li>・参考論文は査読制度を備え定期刊行されている本学発行の雑誌、医学中央雑誌、PubMed またはJournal Citation Reports に掲載されている論文とする。</li> </ul> </li> </ol>

教職研究科  
専門職学位課程

<p style="text-align: center;">「課題研究報告書」 き水準 が満たすべ</p>	<p>課題研究報告書は、教職修士(専門職)の学位を授与するにふさわしい、専門的に高度な見識と実践的能力を備えていることを示すものであること。</p>	
<p style="text-align: center;">審査委員の体制</p>	<p>1. 審査委員会は、本研究科所属の3名以上の審査委員で組織する。 2. 主査は、研究科委員会より選出された教授または准教授であることを要する。 3. 研究科委員会が必要と認めたときは、本研究科所属以外の本学教員または他大学の大学院、研究所の教員等を審査委員に委嘱することができる。ただし、本研究科所属の教授1名以上を含むものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">審査の方法</p>	<p>審査は、課題研究報告書、プレゼンテーションおよび口頭試問により、評価する。</p>	
<p style="text-align: center;">審査項目</p>	<p>(スクール・リーダー)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自己の設定した課題は実践上の課題として適切であること。</li> <li>2. 先行研究の調査や整理が的確にされていること。</li> <li>3. 実践研究の視点・計画・方法が明確で妥当であること。</li> <li>4. 実践に基づく考察では、詳細に究明、分析、整理し明確に論述されていること。</li> <li>5. 本研究成果が今後の教育実践上の課題解明につながるものであること。</li> <li>6. 今後の課題が示され、課題解決の展望が明確になっていること。</li> <li>7. 学校で教員を指導したり助言したりする能力が高められたこと。</li> <li>8. 質問に対する応答は明確で論理的であること。</li> <li>9. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>	<p>(教育実践高度化)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実習校での実践に基づいて明確で教育的価値のある課題を設定していること。</li> <li>2. 文献や先行研究を参考にしながら、課題解明に向けて計画し、適切に実践していること。</li> <li>3. 実践に基づく考察では、的確に分析・整理し論理的に論述していること。</li> <li>4. 口頭試問における質問に誠実かつ明確に答えられていること。</li> <li>5. 課題研究に取り組む姿勢が見られること。</li> <li>6. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>

# 公衆衛生学研究科

## 専門職学位課程

## 博士後期課程(博士課程)

満たすべき水準	課題研究報告書は、自らの計画・実行による研究をまとめたものであり、「国内外の現場で発生する公衆衛生上の諸問題に対して専門領域ごとに指導的立場で問題解決できる、現場での実践に資する高度専門職業人養成」するため、問題解決型であること。かつ本学が専門職(公衆衛生学)の学位を授与するにふさわしい研究内容を備えていること。	学位論文は、学位申請者自らの計画、実行による「変動発展する社会と科学技術に対応した新たな問題に対して科学的分析を行い、その結果と解決策を科学的根拠に基づいて提示・実践し評価する」をまとめた研究論文であること。かつ本学博士(公衆衛生学)の学位授与にふさわしい、高度な研究内容と独創性を備えていること。
審査委員の体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各グループに専門性の異なる複数の指導教員を置き、サブグループを設定、サブグループ内で計画審査会・中間審査会・最終審査会を実施する。</li> <li>2. 全教員による研究計画発表会・最終発表会を実施する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、3名以上5名以下の委員で構成するものとする。</li> <li>2. 審査委員は、審査する学位論文に関連ある分野を専門領域とする本研究科委員会委員の教授から2名以上、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院教授(必要に応じて海外提携校の教員を含む)や研究所等の教員または実務家から1名以上を選ぶことを原則とする。</li> <li>3. 研究科委員会が必要と認めたときは、本研究科所属の准教授または講師を審査委員会に加えることができる。その場合、教授1名以上を含むものとする。</li> </ol>
審査の方法	サブグループ内での口頭発表、計画・最終報告会での口頭発表、研究報告書を以て、コンピテンシー(資質・能力)、問題解決型アプローチの段階項目に沿って評価する。	審査は、査読、プレゼンテーション、質疑応答により以下の項目を評価する。
審査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピテンシー(資質・能力)</li> <li>1. コミュニケーションと情報科学</li> <li>2. 多様性と文化</li> <li>3. リーダーシップ</li> <li>4. 医学・生物学的基礎</li> <li>5. 専門家としての職業意識</li> <li>6. 計画策定</li> <li>7. システム思考</li> <li>8. 国際通用性</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題解決型アプローチの段階(公衆衛生の実践的な課題解決取り組むアプローチ)</li> <li>1. 問題の認知・発見がなされていること</li> <li>2. 問題の定式化がなされていること</li> <li>3. 問題の程度の定量化がなされていること</li> <li>4. 文献と情報収集・批判的検討がなされていること</li> <li>5. 利害関係者(ステークホルダー)が特定されていること</li> <li>6. 対策案作成・優先順位の設定がなされていること</li> <li>7. 実施計画立案・実施がなされていること</li> <li>8. 研究成果の評価がなされていること</li> <li>9. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 問題の認知・発見がなされており、内容に独創性と新規性があること。</li> <li>2. 背景を述べた上で、問題の定式化がなされていること。</li> <li>3. 問題の程度の定量化がなされていること。</li> <li>4. 文献の情報収集・批判的検討がなされていること。</li> <li>5. 利害関係者(ステークホルダー)特定がなされていること。</li> <li>6. 予防/介入方法を複数考え、対策案作成(方針)・優先順位が設定されていること。</li> <li>7. 実施計画立案・実施がなされていること。</li> <li>8. 評価指標が設定されていること。</li> <li>9. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>

総合データ応用プログラム

修士課程

<p>特定課題研究が 満たすべき水準が</p>	<p>特定課題研究は、学位申請者自らが計画し、実行した研究であるとともに、修士(学術)の学位を授与するにふさわしい課題設定、課題解決への取り組み、エビデンスに基づいた評価を備えていること。</p>
<p>審査委員の体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査委員会は、本学位プログラム担当教員会議の承認に基づき、本学位プログラム所属の教授を含む3～5名の教員により組織する。</li> <li>2. 審査委員会の主査は、本学位プログラム所属の教授または准教授とし、審査委員の過半数は本学位プログラム所属の教員とする。</li> <li>3. 本学位プログラム担当教員会議が必要と認めるときは、本学位プログラム所属以外の本学教員、他大学の大学院及び研究所の教員を審査委員に加えることができる。</li> </ol>
<p>審査の方法</p>	<p>審査は、特定課題研究に関する報告書、それについての口頭発表及び口頭発表の内容に関する口頭試問で評価する。</p>
<p>審査項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. データサイエンスに関する基礎的な知識・技法・能力を有すること。</li> <li>2. データサイエンスを用いて学術的あるいは社会的な課題に取り込む意欲、及びデータサイエンティストと協働する態度・志向性を有すること。</li> <li>3. 特定課題研究に必要な十分なデータが収集されており、結果について適切な整理と解析が行われていること。</li> <li>4. 報告書の形式が整っており、課題の解決に至る論理が適切で、結果に対する考察が明確に述べられていること。</li> <li>5. 口頭発表資料の準備が適切であり、発表時間を遵守していること。</li> <li>6. 研究倫理に関する諸事項が遵守されていること。</li> </ol>

医療データサイエンスプログラム

博士後期課程

<p>満 た す べ き 水 準</p>	<p>学位論文は、学位申請者自らが計画し、実行した研究をまとめた論文であるとともに、博士(学術)の学位を授与するにふさわしい高度な研究内容と独創性を備えていること。</p>
<p>審 査 委 員 の 体 制</p>	<p>1. 審査委員会は、本学位プログラム担当教員会議の承認に基づき、学位申請者の研究指導教員を除く3～5名(主査1名と副査2～4名)の教員により組織する。 2. 主査は本学位プログラム所属の教授とし、審査委員の過半数は本学位プログラム所属の教授とする。 3. 本学位プログラム担当教員会議が必要と認め学位論文は、学位申請者自らが計画し、実行した研究をまとめた論文であるとともに、博士(学術)の学位を授与するにふさわしい高度な研究内容と独創性を備えていること。たときは、本学位プログラム所属以外の本学教員や他大学の大学院、研究所の教員も審査委員に加えることができる。</p>
<p>審 査 の 方 法</p>	<p>審査は、学位論文、口述試験(口頭発表および個別面接)で評価する。</p>
<p>審 査 項 目</p>	<p>1. 研究の目的、背景が明確であり、内容に独創性と新規性があること。 2. 研究テーマが申請された学位に対して妥当であること。 3. 研究方法や結果の導き方が論理的で信頼性・妥当性をもつこと。 4. 研究倫理に関する諸事項が順守されていること。 5. 論文の記述内容は首尾一貫し、論理的であること。 6. 当該分野に新しい知見をもたらす論文であること。 7. 博士としての十分な知識を有していること。</p>